

## 京丹後市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、平成25年度に実施した結果を、次のとおり公表します。

平成25年12月10日

京丹後市監査委員 東 幹 夫

京丹後市監査委員 足 達 昌 久

### 1 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項の規定による監査）  
公の施設の指定管理者監査

### 2 監査の対象

平成24年度において、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせた指定管理者

#### (1) 株式会社せせらぎ

対象施設：京丹後市網野山村体験交流センター『せせらぎ』  
所管課：スポーツ観光・交流課

#### (2) 株式会社風蘭

対象施設：京丹後市風蘭の館  
所管課：スポーツ観光・交流課

### 3 監査の範囲

平成24年度の施設管理業務に係る出納その他の事務

### 4 監査の期間

平成25年10月3日から平成25年12月9日まで  
（監査実施日：平成25年11月8日）

### 5 監査の方法

公の施設が適切に管理されているか、公の施設の管理業務に係る出納その他の事務が、適正かつ適切に行われているか、また、積極的に利用促進に努められているかを主眼として実施した。

監査に当たっては、あらかじめ資料の提出を求め審査するとともに、所管課同席のもと、団体役職員等から説明を受け、関係書類及び帳票を確認した。

## 6 監査の結果

### (1) 株式会社せせらぎ

#### ア 団体の概要

京丹後市網野山村体験交流センター『せせらぎ』の管理運営を目的として、平成18年9月1日「合同会社ベンチャーアミノ21」として設立し、平成21年9月28日「株式会社せせらぎ」に組織及び名称を変更した。設立当初の平成18年9月から同施設の指定管理者として施設の管理運営を行い、平成23年4月から二期目の指定管理者として現在に至る。

団体の構成員は網野町の企業の代表者約20人である。指定管理施設の日常管理及び運営は、平成24年度から常勤臨時職員として雇用した管理人1人と宿泊者がある場合に雇用する非常勤臨時職員数名で行っている。

#### イ 指定管理施設の概要

本施設は緑豊かな自然とふれあい、林業体験、農業体験等を通して市民と都市住民との交流を図り、農林業の振興及び地域の活性化並びに住民福祉の増進に資する目的で旧網野町により建設された施設で、総事業費2億5千5百万円で平成11年7月に完成した。

センター棟は宿泊研修室、浴室等を完備した木造3階建てとなっており、他に野外炊事棟、製粉所、吾妻屋、多目的広場（テント設営場所）、遊具を備えている。また、正面の府道沿いに福田川があり、溪流体験が出来るよう護岸が緩やかな階段状に整備されている。

#### ウ 指定管理期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

#### エ 指定管理料及び利用者数等

施設名	年度	指定管理料	利用者数		使用料収入
			宿泊者	宿泊以外	
京丹後市網野山村体験交流センター『せせらぎ』	20年度	1,906千円	483人	1,964人	1,829千円
	21年度	1,906千円	465人	2,211人	1,598千円
	22年度	1,906千円	236人	1,261人	1,510千円
	23年度	2,500千円	285人	686人	1,341千円
	24年度	2,500千円	243人	410人	1,367千円

## オ 意見

監査の結果、施設の管理運営業務は協定書に基づき執行されており、経理事務や日報記帳業務についても概ね適正に処理されているものと認められたが、次のような事項が見受けられたので指摘しておきたい。

当施設は築後14年が経過しているが、内装についてはよく管理されており利用に支障はないが、外装や設備関係で修繕が必要なものが見受けられた。特に、三階のベランダについては防災上の問題や側面からの景観に影響があるものとなっており、早急な対応が必要であると感じた。屋外施設では屋外炊事棟やバーベキュー施設、キャンプエリアの広場等については綺麗に管理されていたが、遊具について鉄棒やブランコの金属部分の腐食が目立つものとなっていた。

施設は網野町の切畑地区の中心部に立地しているが、当地区への進入道路が非常に狭く普通車の通行がやっとの区間があり、大型バスでの来訪が制限され誘客へのネックとなっている。現在、道路改修工事が手前から順次進められており、早期完成が望まれる。

施設の利用形態は、夏季期間を中心として野外でのバーベキュー等を併せて利用される家族やグループ単位の申込者と少年サッカー大会等のイベント時に団体による宿泊施設での活用が主なものとなっている。施設利用者は京阪神からの方が多く大半がリピーターであるとのことであるが、最近では、キャンプやバーベキューの利用者が減っている状況であった。施設の利用率を向上するため市内の学校や子供会等のキャンプやバーベキュー施設の利用促進を図るとともに、そば打ち体験やホテル祭等の自主事業を計画的に実施し、夏季以外での集客に対して引き続き努力願いたい。

市と指定管理者の間で締結した基本協定書の内容について、次の点を改善いただきたい。緊急時の対応について、基本協定書では災害や事故その他の緊急時の対策及び防犯防災対策についてマニュアルを作成し不測の事態に対応することとなっています。当施設は宿泊者を受け入れる施設となっており、利用者の安全を確保するため適切な対応が求められることから早急にマニュアルを作成し災害等緊急時に備えていただくようお願いしたい。次に管理物品について、市所有物品とそれ以外の物品について台帳等でしっかり確認いただき、更新や廃棄等については市担当課と協議をしていただき適切な管理をお願いしたい。損害賠償の保険加入について、平成23年度までは加入していたが平成24年度からは未加入であり、基本協定書に基づき指定管理業務仕様書に定められた補償内容の保険に加入いただきたい。

## (2) 株式会社風蘭

### ア 団体の概要

地元である蒲井・旭地区100%出資の会社として平成21年5月に設立された。旅館業、飲食業、公衆浴場の営業を主要業務とし、風蘭の館に併設する旅館「いっぺん庵」を運営している。平成23年4月より風蘭の館管理委員会から代わって京丹後市風蘭の館の指定管理者となり現在に至る。

### イ 指定管理施設の概要

本施設は漁村地域の農林水産業の振興並びに豊かな自然を活用した都市と漁村との交流活動の拠点とすることを目的として、平成8年4月に廃校となった小学校を改築して建設された。施設の管理は地元で組織された風蘭の館管理委員会が施設の完成当初から行っていた。

体験実習棟、宿泊棟、風蘭バイオ棟、LPガス庫、駐車場の施設を有しており、山陰海岸国立公園の蒲井浜がすぐ近くにある立地となっている。

### ウ 指定管理期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

### エ 指定管理料及び利用者数

施設名	年度	指定管理料	利用者数		使用料収入
			宿泊者	宿泊以外	
京丹後市 風蘭の館	20年度	700千円	640人	5,981人	2,061千円
	21年度	700千円	810人	5,796人	2,192千円
	22年度	700千円	651人	5,595人	1,665千円
	23年度	700千円	457人	2,549人	1,546千円
	24年度	700千円	610人	2,004人	2,111千円

### オ 意見

監査の結果、施設の管理運営業務は協定書に基づき執行されており、経理事務及び日報記帳業務等についても概ね適正に処理されているものと認められたが、次のような事項が見受けられたので指摘しておきたい。

体験実習棟や宿泊棟の施設については、よく管理されており外観も駐車場を含めて綺麗に清掃されている印象を受けた。しかし、風蘭バイオ棟については、ガラス温室ハウスを含めて物置状態となっており、今後の活用のあり方について、担当課と一緒に抜本的な見直しをお願いしたい。

体験実習棟や宿泊棟の利用者については、夏季の海水浴シーズンが多く、市内の小学校等から臨海学校としての利用もあったが、平成23年度からはその利用も少なくなった。施設について食事エリアや特に宿泊室については、部屋の仕切りが鍵のかからない構造の為、プライバシーの確保に問題があり、いずれも時代のニーズに対応していないということで、改修を希望されていたが、施設改修については、その前に市と指定管理者で施設の持続的な活用等を慎重に検討され進めていただきたい。

当地区は風蘭の館のほか、併設の旅館いっぺん庵、クラインガルデン、ツリーハウス、蒲井浜海水浴場といった施設が周辺にあり、観光に適しているこれらの施設を一体的に活用し、更なる地域の振興と活性化に繋がることを期待してやまない。

なお、団体の監査に先立ち、事前に説明を聴取した所管課においては、次の改善・検討すべき事項が見受けられた。

所管課であるスポーツ観光・交流課は指定管理者と締結した基本協定書、年度協定書、指定管理業務仕様書に則り適切に施設管理が実行されることはもとより、指定管理者が施設の管理及び運営をして行く上で抱える問題点や課題に対して、解決への助言、指導に積極的にかかわり、公の施設が目的に沿って広く有効に活用され効率的な運用が図られるよう努められたい。